

事務連絡
令和3年6月3日

特定技能所属機関長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長

建設分野における特定技能外国人の受入れに係る引き抜き行為禁止の徹底等について (要請)

特定技能外国人については、同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において、本人の意思による他の事業者への転職が可能とされているところですが、現に事業者に就労している特定技能外国人（以下「就労外国人」という。）に関するいわゆる引き抜き行為については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）」において、「引き抜き防止に対する厳格な対応」を講じることとされています。また、特に建設分野では、（一社）建設技能人材機構（以下「JAC」という。）が定めた「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」（以下「行動規範」という。）Ⅱ.14でも、「受入企業（雇用者）の義務」として、「他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引き抜き行為を行わない」こととされています。

特定技能外国人制度の施行から2年余りを経過し、国内で就労する特定技能外国人の数が増大していることを踏まえ、今般、特定技能外国人を雇用しようとする建設事業者が、就労外国人に対して、当該就労外国人を現に雇用している事業者（以下「就労事業者」という。）の了解を得ることなく、直接的又は間接的に自らへの就労を働きかける行為は禁じられていることをあらためてお知らせするとともに、その徹底をお願い致します。

なお、このような行為を含め、建設事業者が行動規範に違反する行為を行った場合には、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成31年国土交通省告示第357号。）第8条第1号に基づき、国土交通大臣は当該建設事業者に係る建設特定技能受入計画を取り消すことができることとされています。

加えて、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条第11項において、建設業務について有料職業紹介を行うことが禁止されていることから、特定技能外国人を雇用しようとする建設事業者が、広く就労外国人に対して自らへの就労を募ろうとする場合には、同法第33条に基づく無料職業紹介事業の許可を受けた事業者を利用する必要がありますのでご留意願います。ただし、当該建設事業者が就労事業者と間の合意に基づいて就労外国人に対して直接に自ら就労を働きかける場合については、この限りではありません。なお、JACにおいても、許可を受けて、無料で「求職・求人マッチング」のサービスを提供していることを申し添えます。

また、就労外国人をその転職により特定技能外国人として雇用する建設事業者におかれて

は、受益者負担の観点から、特定技能外国人の受入れに要する費用の負担の衡平等を図るため、当該就労外国人を転職前に雇用していた事業者との間で、当該建設事業者が既に負担した派遣費用（現地送出し機関に支払った費用をいう。）、日本語教育費用、渡航費用等の初期費用の事後的な分担について、誠実に協議していただくようお願いいたします。

以上

建設分野における外国人材の受入れ状況

国土交通省

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から8倍以上に増加（1.3万人→11.1万人）
- 在留資格別では技能実習生が最多（2020年：7.7万人）で、近年増加傾向
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始、受入れをスタートして以降、人数は着実に増加中

> 建設分野に携わる外国人数

（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (注)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）
（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は、2021年3月末時点、その他は2020年10月末時点

1号特定技能外国人の受入状況（2021年3月末時点）

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	1,616	170	123	75	43	32	32	11	14	2,116

職種別の状況

単位：人

職種	建設機械 施工	鉄筋施工	型枠施工	とび	左官	内装仕 上げ	コンクリート 圧送	配管	建築大工	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	土工	鉄筋継手	合計
人数	445	363	338	332	174	171	76	71	87	22	17	5	11	3	1	2,116